

## 意見案第6号

### 下水道施設の改築に係る国費支援の継続に関する意見書

北海道の下水道においては、処理人口普及率は90%を超え高い水準となっているが、近年は下水道施設の老朽化に伴う長寿命化対策のおくれが大きな課題となっているとともに、運営面では、約8割の自治体が下水道使用料だけでは運営費用を賄えず、一般会計からの繰入金により補填されているなど、厳しい現状にある。

こうした中、平成29年度に開催された財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、国による支援は、未普及の解消及び雨水対策への重点化の方針が提示され、国土交通省から、下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分について、同方針を踏まえた重点化の考え方が示された。

仮に、下水道施設の改築への国費支援がなくなった場合、今後、人口減少が本格化する中、財源不足を補うために著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、道民生活に多大な影響を及ぼすこととなる。一方、下水道使用料の大幅な引き上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、道路陥没や下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、道民の暮らしや経済に重大な影響が生じるおそれがある。

また、下水道は、地域から汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化し放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割が極めて大きな事業であるが、この役割は、新設時も改築時も変わるものではない。

よって、国においては、道民の安全で安心な暮らしや経済活動の維持並びに下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の改築に対する国費支援を確実に継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
総務大臣	
国土交通大臣	

北海道議会議長 大谷 亨